

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号 京第9号  
登録教習機関の名称 一般社団法人日本ボイラ協会  
登録教習機関の住所 東京都港区新橋五丁目3番1号  
事務所の名称 一般社団法人日本ボイラ協会 京滋支部  
事務所の所在地 京都市中京区御池通油小路東入  
ジョイ御池ビル2階  
変更する年月日 令和6年6月20日  
変更事項 代表者（下記のとおり）

変更前	会長 刑部 真弘
変更後	会長 辻 裕一

令和6年6月20日

京都労働局長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。

登録ボイラー実技講習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「登録省令」という。）第19条の24の37の規定による「登録ボイラー実技講習機関の代表者変更の届出」があったので、登録省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	京ボ実第2号
登録ボイラー実技講習機関の名称	一般社団法人日本ボイラ協会
登録ボイラー実技講習機関の住所	東京都港区新橋五丁目3番1号
事務所の名称	一般社団法人日本ボイラ協会 京滋支部
事務所の所在地	京都市中京区御池通油小路東入 ジョイ御池ビル2階
変更する年月日	令和6年6月20日
変更事項	代表者（下記のとおり）

変更前	会長 刑部 真弘
変更後	会長 辻 裕一

令和6年6月20日

京都労働局長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。